

鶴岡市下水道部発注におけるプロポーザル方式実施要綱

令和2年10月1日上下水道事業告示第48号

改正 令和4年4月1日上下水道事業告示第54号

改正 令和8年3月31日上下水道事業告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する請負（工事又は委託の請負であって、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の権限に属するものをいう。）のうち、価格によらない高度な知識や構想力、専門的な技術力及び経験を必要とする業務の発注に当たり、技術提案を求めることにより、当該業務に最適な受注候補者を特定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を適用する場合において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「公募型プロポーザル方式」とは、プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認められた者から提案を受ける方式をいう。

2 この告示において「指名型プロポーザル方式」とは、プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を選定の上指名し、当該指名された者から提案を受ける方式をいう。

(対象)

第3条 プロポーザル方式による契約の対象とする請負は次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認めたものとする。

- (1) 大規模かつ複雑な計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な計算・解析を伴う調査、大規模な施設の計画・設計及び施工など、新たな技術を要する業務であって高度な知識と豊かな経験を必要とするもの
- (2) システム開発など、高度な技術力と企画・開発力を求められるもの
- (3) 前例が少なく特殊な実験又は診断・解析を必要とするもの
- (4) その他プロポーザル方式により実施することが適当であるもの

(審議)

第4条 市長は、プロポーザル方式により受注適格者の特定を行おうとするときは、鶴岡市下水道部工事入札参加者審査委員会若しくは鶴岡市下水道部委託業務指名競争入札参加者審査委員会（以下「審査会」という。）又は鶴岡市下水道部プロポーザル方式等による事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 公募型又は指名型プロポーザル方式の決定
- (2) 参加資格の決定又は指名業者選定の決定

- (3) 提案評価基準の決定
- (4) 受注候補者選定手続の決定
- (5) その他必要と認める事項

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 市長は、審議に当たり、次に掲げる事項について学識経験を有する者からの意見を聴取することができるものとする。

- (1) プロポーザル方式により受注適格者の特定を行うことの適否
- (2) 技術的に高度な提案が想定される場合における、評価項目及び基準並びに審査を実施するに当たり必要となる事項
- (3) その他必要とされる事項

(提案資格)

第6条 市長は、プロポーザル方式により受注候補者を特定しようとする場合は、発注する契約ごとに次に定める事項を、当該請負に係る提案資格として定めるものとする。

- (1) 鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）第26条第2項に規定する競争入札参加者名簿に当該年度登録され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。
- (2) 次のいずれかの日において、鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年鶴岡市訓令第35号）の規定による指名停止を受けていない者であること。

ア 公募型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受注候補者の特定の日まで

イ 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知の日から受注候補者の特定の日まで

(実施の公表)

第7条 市長は、プロポーザル方式により受注候補者を特定しようとする場合は、当該契約ごとに、次に掲げる事項を、ホームページ及び掲示板への掲示、公告その他の方法により公表するものとする。

- (1) 請負名、請負内容及び履行期限
- (2) 提案資格
- (3) 提案内容の評価基準
- (4) 担当部課
- (5) 提案書様式等の交付場所及び方法
- (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日及びヒアリングに係る事項
- (8) 要請手続において使用する言語及び通貨

(9) 契約書作成の要否

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

(11) 評価が同点となった場合の措置

(12) その他必要と認めるもの

(参加意向申出)

第8条 公募型プロポーザル方式において提案書を提出しようとする者は、プロポーザル参加意向申出書（第1号様式。以下「参加意向申出書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(参加資格の確認等)

第9条 市長は、前条の規定により参加意向申出書を提出した者について、第6条に規定する要件に該当する者（以下「参加資格者」という。）であることの確認を行い、その結果を参加資格確認結果通知書（第2号様式）により通知する。

2 確認の結果、参加資格者と認められなかった者（以下「非参加資格者」という。）に対する通知には、当該資格を認められなかった理由を記載するものとする。

3 非参加資格者は、市長に対して、参加資格者と認められなかった理由について書面による説明を求めることができる。

(参加業者の指名)

第10条 市長は、指名型プロポーザル方式により受注適格者の特定を行おうとするときは、第6条に規定する要件に該当すると認めた者（以下「被選定者」という。）を選定し、プロポーザル参加指名通知書（第3号様式）を送付し通知する。

2 被選定者のうち提案書を提出しようとする者は、提出意思確認書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(提出要請)

第11条 市長は、参加資格者及び前条第2項の規定により提出意思確認書を提出した者（以下「指名参加者」という。）に対しプロポーザル関係書類提出要請書（第5号様式）を交付し、技術提案書（第6号様式）の提出を要請する。

2 市長は、要請書の交付に当たり特に必要があると認めるときは、参加資格者及び指名参加者に対し個別に説明を行うものとする。

(提案書の提出等)

第12条 参加資格者及び指名参加者は、市長が指定する期限までに、必要な書類を添えて提案書を市長に提出しなければならない。

2 審査会又は選定委員会は、提案書の提出があったときは、提案内容についてのヒアリングを原則行うものとする。

(参加資格の喪失等)

第13条 参加資格者及び被選定者が、契約を締結するまでの間において次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を失うものとする。この場合において、参加資格を失う者（以下「参加資格喪失者」という。）が既に提出した提案書は無効とする。

- (1) 第6条に規定する資格を満たさなくなったとき。
 - (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
 - (3) 審査会又は選定委員会の委員となった者の援助を受けて提案書及びその関係書類を作成したとき。
- 2 市長は、参加資格喪失者に対し、参加資格を失う旨及びその理由を参加資格喪失通知書（第7号様式）により通知する。
- 3 参加資格喪失者は、市長に対して、参加資格を失う理由について書面による説明を求めることができる。

(受注候補者の特定)

第14条 市長は、提案書及びヒアリングの内容に対する審査会又は選定委員会の審査及び評価に基づいて、受注候補者を特定する。

- 2 市長は、前項の結果について、提案者に対し結果通知書（第8号様式）により通知する。
- 3 受注候補者として特定された者以外の者は、市長に対して、特定されなかった理由について書面による説明を求めることができる。

(仕様の決定)

第15条 市長は、受注候補者と発注業務の契約について協議し、その内容を決定する。

(契約の締結)

第16条 市長は、受注候補者と対象の業務について随意契約により契約を締結するものとする。

(その他)

第17条 この告示の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

プロポーザル参加意向申出書

(あて先) 鶴岡市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付けで公告された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

件名：

第2号様式

年 月 日

参加資格確認結果通知書

商号又は名称

代表者職氏名

様

鶴岡市長

年 月 日付けで公告された次の件について、参加資格確認結果を通知します。

1 件名：

2 参加資格の有無

(1) 資格を有することを認めます。

(2) 次により、資格を有することが認められません。

理由：

第3号様式

年 月 日

プロポーザル参加指名通知書

商号又は名称

代表者職氏名

様

鶴岡市長

次により、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

- 1 委託業務の名称、内容及び履行期間
- 2 評価基準
- 3 委託担当課
- 4 プロポーザル関係書類提出要請書の交付期間、場所及び方法
- 5 提出意思確認書の提出期限、場所及び方法
- 6 提案書の提出期限、場所及び方法
- 7 使用する言語及び通貨
- 8 関連情報を入手することができる窓口
- 9 その他必要な事項

第4号様式

年 月 日

提出意思確認書

(あて先) 鶴岡市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の件について、技術提案書を 提出します。 ・ 提出しません。

件名：

第5号様式

年 月 日

プロポーザル関係書類提出要請書

商号又は名称

代表者職氏名

様

鶴岡市長

次の件について、プロポーザル関係書類を提出していただきたく通知します。

1 件名：

2 提出書類

(1)技術提案書（提出期限 月 日）

(2)その他必要な書類

第6号様式

年 月 日

技 術 提 案 書

(あて先) 鶴岡市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

次の件について、技術提案書を提出します。

件名：

第7号様式

年 月 日

参加資格喪失通知書

商号又は名称

代表者職氏名

様

鶴岡市長

年 月 日付けで公告された次の件について、貴社は参加資格を喪失したので
通知します。

1 件名：

2 参加資格喪失の理由

第8号様式

年 月 日

結 果 通 知 書

商号又は名称

代表者職氏名

様

鶴岡市長

貴社から提出があった次の件の技術提案書等の内容について、審査結果を次のとおり通知します。

1 件名：

2 結果

(1)受託適格者として特定しました。

契約等の手続につきましては、別途連絡します。

(2)次の理由により受託適格者として特定しませんでした。

理由：